

屋外広告物許可申請手数料（令和2年4月1日以降）

事務の種類	単位	手数料	備考
屋外広告物の表示・設置の許可			形状及び意匠が同一のものは、1件とする。廿日市市屋外広告物等に関する条例（令和元年条例第21号）第12条第1項の規定による変更又は改造の許可は、変更後又は改造後の面積により算定した手数料の額の3分の1の額とする。
平看板、広告塔及び掲示板 光源を使用したもの			
10平方メートル以下	1個	2,600円	
10平方メートルを超え 30平方メートル以下	1個	7,500円	
30平方メートルを超え 140平方メートル以下	1個	7,500円に30平方メートルを超える10平方メートルまでごとに2,600円を加えた額	
140平方メートルを超える	1個	3万8,040円	
光源を使用しないもの			
10平方メートル以下	1個	1,650円	
10平方メートルを超え 30平方メートル以下	1個	5,500円	
30平方メートルを超え 140平方メートル以下	1個	5,500円に30平方メートルを超える10平方メートルまでごとに1,650円を加えた額	
140平方メートルを超える	1個	2万6,240円	
立看板	1個	580円	
電柱広告板			
光源を使用したもの 追加	1個	580円	
光源を使用しないもの 追加	1個	390円	
巻き	1個	390円	

電車、乗合自動車その他公衆の利用に供せられる乗物に表示する広告板		
光源を使用したもの	1 平方メートル	950 円
光源を使用しないもの	1 平方メートル	580 円
宣伝車に表示する広告板		
光源を使用したもの	1 台	1,900 円
光源を使用しないもの	1 台	1,340 円
幕広告	1 枚	950 円
気球広告		
光源を使用したもの	1 個	1,900 円
光源を使用しないもの	1 個	1,340 円
はり札	1 個	390 円
はり紙 (100 枚までごとに)	1 件	600 円
その他		市長が定める額